さいたま市告示第１６９６号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年さいたま市条例第４２号）第３条第６項及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年さいたま市規則第４４号）第２条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和８年１１月５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり　　７件

２　個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり　　４件

３　連絡先

⑴　担当　さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

⑵　電話　０４８（８２９）１１１８

個人情報取扱事務一覧（令和8年9月1日～令和8年10月31日受付分）

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	3185	通話録音装置（固定電話接続方式）の録音データ変換処理等事務	総務局　総務部　法務・コンプライアンス課
2	開始	3186	次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザリー会議事務	都市局　都市計画部　都市計画課
3	開始	3187	自主避難のための退避場所運営業務	総務局　危機管理部　防災課
4	開始	3188	さいたま市南区役所等構内の電話交換機・通話録音装置（電話交換機接続方式）の録音データ変換処理等事務	南区役所　区民生活部　総務課
5	開始	3189	桜区役所等の電話交換機・通話録音装置（電話交換機接続方式）の録音データ変換処理等事務	桜区役所　区民生活部　総務課
6	開始	3190	いろどり学園小学部・中学部転入学事務	教育委員会事務局　学校教育部　総合教育相談室
7	開始	3191	さいたま市若者のライフデザイン形成支援業務	子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課
1	変更	2928	全国在宅障害児・者等実態調査	福祉局　障害福祉部　障害政策課
2	変更	3053	市民アプリ活用事業	経済局　商工観光部　地域活性化推進課
3	変更	2499	カネミ油症患者支援事務	保健衛生局　保健部　生活衛生課
4	変更	3166	被相続人居住用家屋等確認申請書審査事務	環境局　環境共生部　環境総務課

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年9月7日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	通話録音装置(固定電話接続方式)の録音データ変換処理等事務	事務番号	3185
担当課名	総務局　総務部　法務・コンプライアンス課		
事務の目的及び概要	業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力や要求等の排除を図ることを目的として、固定電話に直接接続する方式により設置する通話録音装置について、録音装置設置部署が録音したデータの内容確認その他の設置目的に沿った対応を行うため、録音装置設置部署から依頼された録音データの汎用音声ファイル形式への変換処理並びに電子的記録媒体への移動処理を行う。		
事務開始日	令和8年10月1日	事務開始届出日	令和8年9月7日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去(予定)日	
対象者の範囲	設置部署と通話を行う不特定多数の人	対象者数	971,242人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 ■ 本籍・国籍 □ 印影 ■ その他	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 ■ 資格 ■ 成績・評価 ■ 表彰 ■ その他	■ 所得・収入 ■ 資産状況 ■ 取引状況 ■ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 ■ その他	■ 体格・体力 ■ 運動能力 ■ 健康状態 ■ 容姿 □ 写真・肖像 ■ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ■ 婚姻 ■ 居住状況 ■ 社会的活動 ■ 団体加入状況 ■ 意見・要望 ■ 趣味・嗜好 ■ その他
	【その他の内容】 基本的事項、経歴・成績、経済状況、心身、生活事項その他:音声で伝達できるあらゆる個人情報が含まれる可能性あり(事務を共通して実施する各課の事務の範囲内で提供を受ける)				
要配慮個人情報	■ 信条 ■ 人種 ■ 犯罪等に関する事項	■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 ■ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年9月9日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザリー会議事務	事務番号	3186
担当課名	都市局　都市計画部　都市計画課		
事務の目的及び概要	次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザリー会議設置要綱第3条に基づく会員の任命及びこれに付随する事務を行う。		
事務開始日	令和8年8月21日	事務開始届出日	令和8年9月9日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザリー会議会員及び傍聴人	対象者数	60人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目

	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 □ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	□ 家族状況 □ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 ■ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				

要配慮個人情報	□ 信条	□ 障害
	□ 人種	□ 病歴・健康診断結果等
	□ 犯罪等に関する事項	□ 社会的差別事項

利用目的外の経常的な利用先又は提供先	
備考	個人番号関係事務

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年9月18日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	自主避難のための退避場所運営業務	事務番号	3187
担当課名	総務局　危機管理部　防災課		
事務の目的及び概要	大雨が見込まれる場合など、自宅等での生活に不安を持つ市民の方を対象として開設する退避場所において、退避者を把握するため、避難者カード等により情報を収集する。		
事務開始日	令和8年9月18日	事務開始届出日	令和8年9月18日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	自主避難のための退避場所に退避する市民等	対象者数	200人
事務区分	□　固有　　■　共通		
事務を共通して実施する課名	各区役所総務課		

個人情報の項目

	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 □ 口座番号等 □ その他	■ 体格・体力 □ 運動能力 ■ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				

要配慮個人情報	□ 信条	■ 障害
	□ 人種	■ 病歴・健康診断結果等
	□ 犯罪等に関する事項	□ 社会的差別事項

利用目的外の経常的な利用先又は提供先	
備考	

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年9月28日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市南区役所等構内の電話交換機・通話録音装置(電話交換機接続方式)の録音データ変換処理等事務	事務番号	3188
担当課名	南区役所　区民生活部　総務課		
事務の目的及び概要	業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力や要求等の排除を図ることを目的として、さいたま市南区役所等構内の電話交換機に接続する方式により設置した通話録音装置について、南区役所等と外線で行われる通話を録音する、また通話をした部署等による録音されたデータの内容確認その他の設置目的に沿った対応のため、通話部署から依頼された録音データの汎用音声ファイル形式への変換処理並びに電子的記録媒体への移動処理を行う。		
事務開始日	令和8年10月1日	事務開始届出日	令和8年9月28日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去(予定)日	
対象者の範囲	さいたま市南区役所等構内各部署と通話を行う不特定多数の人	対象者数	197,000人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 ■ 本籍・国籍 □ 印影 ■ その他	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 ■ 資格 ■ 成績・評価 ■ 表彰 ■ その他	■ 所得・収入 ■ 資産状況 ■ 取引状況 ■ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 ■ その他	■ 体格・体力 ■ 運動能力 ■ 健康状態 ■ 容姿 □ 写真・肖像 ■ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ■ 婚姻 ■ 居住状況 ■ 社会的活動 ■ 団体加入状況 ■ 意見・要望 ■ 趣味・嗜好 ■ その他
	【その他の内容】 基本的事項、経歴・成績、経済状況、心身、生活事項その他:音声で伝達できるあらゆる個人情報が含まれる可能性あり(事務の目的の範囲内で提供を受ける)				
要配慮個人情報	■ 信条 ■ 人種 ■ 犯罪等に関する事項	■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 ■ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年9月30日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	桜区役所等の電話交換機・通話録音装置（電話交換機接続方式）の録音データ変換処理等事務	事務番号	3189
担当課名	桜区役所　区民生活部　総務課		
事務の目的及び概要	業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力や要求等の排除を図ることを目的として、桜区役所、プラザウエスト及び桜図書館の電話交換機に接続する方式により設置した通話録音装置について、桜区役所、プラザウエスト及び桜図書館と外線で行われる通話を録音する、また通話をした部署等による録音されたデータの内容確認その他の設置目的に沿った対応のため、通話部署から依頼された録音データの汎用音声ファイル形式への変換処理並びに電子的記録媒体への移動処理を行う。		
事務開始日	令和8年10月1日	事務開始届出日	令和8年9月30日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	桜区役所、プラザウエスト及び桜図書館内各部署と通話を行う不特定多数の人	対象者数	96,438人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 ■ 本籍・国籍 □ 印影 ■ その他	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 ■ 資格 ■ 成績・評価 ■ 表彰 ■ その他	■ 所得・収入 ■ 資産状況 ■ 取引状況 ■ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 ■ その他	■ 体格・体力 ■ 運動能力 ■ 健康状態 ■ 容姿 □ 写真・肖像 ■ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ■ 婚姻 ■ 居住状況 ■ 社会的活動 ■ 団体加入状況 ■ 意見・要望 ■ 趣味・嗜好 ■ その他
	【その他の内容】 基本的事項、経歴・成績、経済状況、心身、生活事項その他：音声で伝達できるあらゆる個人情報が含まれる可能性あり（事務の目的の範囲内で提供を受ける）				
要配慮個人情報	■ 信条 ■ 人種 ■ 犯罪等に関する事項	■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 ■ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年10月20日

さいたま市長　様

教育委員会

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	いろどり学園小学部・中学部転入学事務	事務番号	3190
担当課名	教育委員会事務局　学校教育部　総合教育相談室		
事務の目的及び概要	いろどり学園小学部・中学部への転入学を希望する市立小学校及び中学校（中等教育学校）等在籍児童生徒及び保護者に対し、説明会、見学会、個別相談を実施し、在籍校を通じて転入学申請を受理、必要時キャンパス決定会を実施のうえ申請結果を通知、いろどり学園に転入学者の名簿を提出する。		
事務開始日	令和8年4月1日	事務開始届出日	令和8年10月20日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	いろどり学園小学部・中学部への転入学を希望する児童生徒及び保護者	対象者数	300人
事務区分	□　固有　　■　共通		
事務を共通して実施する課名	教育委員会事務局内、市内小学校、中学校、中等教育学校		

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 ■ その他	■ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 ■ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 □ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 ■ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 ■ その他	■ 家族状況 □ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 ■ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】 基本的事項その他：学習者用アカウント 心身その他：性質、気質				
要配慮個人情報	□ 信条 □ 人種 □ 犯罪等に関する事項	■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 □ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和8年10月26日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市若者のライフデザイン形成支援業務	事務番号	3191
担当課名	子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課		
事務の目的及び概要	仕事、結婚、子育てなど将来のライフイベントについて考えてもらう「きっかけ」を創出することを目的にイベントを開催する。また、開催に伴い、参加者の募集受付を行う。		
事務開始日	令和7年4月1日	事務開始届出日	令和8年10月26日
事務変更日		事務変更届出日	
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	イベント参加者	対象者数	250人
事務区分	■　固有　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 □ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 □ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 □ 健康状態 □ 容姿 ■ 写真・肖像 □ その他	□ 家族状況 □ 親族・続柄 ■ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 ■ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	□ 信条 □ 人種 □ 犯罪等に関する事項	□ 障害 □ 病歴・健康診断結果等 □ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務変更届出書

令和8年9月7日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	全国在宅障害児・者等実態調査	事務番号	2928
担当課名	福祉局　障害福祉部　障害政策課		
事務の目的及び概要	身体障害者福祉法第14条に基づく、令和8年全国在宅障害児・者等実態調査の実施にあたり、総務省より割振られた国勢調査区（市内55調査区）より個人情報を収集するもの。また、併せて調査を委嘱する調査員が説明会に出席するため個人情報を収集する。		
事務開始日	令和4年9月21日	事務開始届出日	令和4年10月24日
事務変更日	令和8年9月7日	事務変更届出日	令和8年9月7日
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	市内の対象調査区内に居住する全ての市民及び調査員	対象者数	6,768人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目

	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 ■ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	■ 家族状況 □ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				

要配慮個人情報	□ 信条	■ 障害
	□ 人種	□ 病歴・健康診断結果等
	□ 犯罪等に関する事項	□ 社会的差別事項

利用目的外の経常的な利用先又は提供先	
備考	令和8年9月7日　令和8年全国在宅障害児・者等実態調査の実施にあたり、事務の目的及び概要、対象者数を変更

個人情報取扱事務変更届出書

令和8年9月11日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	市民アプリ活用事業	事務番号	3053
担当課名	経済局　商工観光部　地域活性化推進課		
事務の目的及び概要	デジタル地域通貨機能を含む市民アプリを活用し、地域経済の活性化、行政サービスの向上、地域コミュニティの創出及びデータを活用した政策立案等を実現するため、市民アプリ利用規約への本人同意に基づき、市民アプリ運営会社から個人情報の提供を受ける。また、各課から提出されたリストに基づき、デジタル地域通貨を活用した行政給付を行うほか、市民アプリ運営会社が管理する情報を利用し、市からの通知等を市民アプリにデジタル郵便として送付する。		
事務開始日	令和6年7月31日	事務開始届出日	令和6年7月24日
事務変更日	令和8年11月2日	事務変更届出日	令和8年9月11日
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	市民アプリ利用者	対象者数	510,000人
事務区分	□　固有　　■　共通		
事務を共通して実施する課名	全庁共通		

個人情報の項目					
	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 ■ 資産状況 ■ 取引状況 ■ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 □ その他	■ 体格・体力 ■ 運動能力 ■ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	□ 家族状況 □ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 ■ 社会的活動 □ 団体加入状況 ■ 意見・要望 ■ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	□ 信条 □ 人種 □ 犯罪等に関する事項	□ 障害 □ 病歴・健康診断結果等 □ 社会的差別事項			
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考	令和8年11月2日 市民アプリへのデジタル郵便機能の追加に伴い、事務の目的及び概要を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和8年9月24日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	カネミ油症患者支援事務	事務番号	2499
担当課名	保健衛生局　保健部　生活衛生課		
事務の目的及び概要	カネミ油症事件において健康被害を受けた者に対して支援を行うことを目的として、市内認定患者に対する健康実態調査や未認定患者に対する診定等の事務を行う。また、「食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究」に係わる委託契約に基づき、関東以北患者等の情報提供を受け、検診実施委託機関と共有し、患者等に対する検診を実施する。検診結果は研究班及び患者等が居住する自治体と共有する。収集した検診に関する情報は業務引継ぎのため、次年度担当自治体と共有する。		
事務開始日	平成17年4月1日	事務開始届出日	平成29年11月21日
事務変更日	令和8年4月1日	事務変更届出日	令和8年9月24日
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	認定患者及び未認定患者並びにその家族	対象者数	100人
事務区分	■　固有　　□　共通		
事務を共通して実施する課名			

個人情報の項目

	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	□ 所得・収入 □ 資産状況 □ 取引状況 □ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 ■ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 □ 婚姻 □ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
	【その他の内容】				

要配慮個人情報	□ 信条	■ 障害
	□ 人種	■ 病歴・健康診断結果等
	□ 犯罪等に関する事項	□ 社会的差別事項

利用目的外の経常的な利用先又は提供先	
備考	個人情報の提供先関係機関：九州大学、福岡県保健環境研究所、検診実施委託機関、東京都食品監視課、川崎市生活衛生課、埼玉県食品安全課、茨城県生活衛生課、横浜市食品衛生課、神奈川県生活衛生課、栃木県医薬・生活衛生課等 令和8年4月1日　患者等の検診を実施するため、事務の目的及び概要、対象者数、一般的取扱情報を変更

個人情報取扱事務変更届出書

令和8年10月22日

さいたま市長　様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	被相続人居住用家屋等確認申請書審査事務	事務番号	3166
担当課名	環境局　環境共生部　環境総務課		
事務の目的及び概要	被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の用件を満たした場合、その譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円（相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円）の特別控除を受けるために必要となる「被相続人居住用家屋等確認申請書」及び添付書類の審査を行うもの。		
事務開始日	平成28年4月1日	事務開始届出日	令和8年3月31日
事務変更日	令和8年11月1日	事務変更届出日	令和8年10月22日
事務廃止日		個人情報消去（予定）日	
対象者の範囲	被相続人居住用家屋等確認申請書の申請者	対象者数	300人
事務区分	□　固有　■　共通		
事務を共通して実施する課名	各区役所くらし応援室		

個人情報の項目

	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
一般的取扱情報	□ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 ■ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	□ 学業・学歴 □ 職業・職歴 □ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	■ 所得・収入 ■ 資産状況 □ 取引状況 ■ 公的扶助受給 □ 口座番号等 □ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 □ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ■ 婚姻 ■ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 ■ その他
	【その他の内容】 生活事項その他：被相続人の社会福祉施設への入所歴				

要配慮個人情報	□ 信条	□ 障害
	□ 人種	□ 病歴・健康診断結果等
	□ 犯罪等に関する事項	□ 社会的差別事項

利用目的外の経常的な利用先又は提供先	
備考	令和8年11月1日　被相続人居住用家屋等確認申請書の受理窓口を拡充し、環境総務課に加え、各区役所くらし応援室でも受け付けることとしたため、事務区分及び事務を共通して実施する課名を変更。また、事務の見直しにより、一般的取扱情報を変更。